

県土整備部建設工事技術提案型総合評価落札方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、県が標準として示す図面及び仕様書等による設計並びに施工方法に対し、社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「技術提案型総合評価落札方式」という。）で行う一般競争入札の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 技術提案型総合評価落札方式により入札を行う工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定調達適用基準額以上の工事
- (2) 技術的工夫の余地が大きい工事であって、民間企業の優れた技術力を活用することにより社会的便益の向上が期待できる工事

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 標準案：発注者が標準として示した図面及び仕様書等による設計並びに施工方法
- (2) 技術提案：標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案
- (3) 標準点：最低限の要求を満たしている場合に付与される基礎点
- (4) 評価点：個々の評価項目において、入札参加者の技術提案を評価して与えられた点
- (5) 加算点：評価点の合計点
- (6) 施工体制評価点：品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の審査による評価点(減点評価)
- (7) 技術評価点：標準点に加算点を加え、施工体制評価点を減じた点
- (8) 評価値：技術評価点を入札価格で除した数値

(総合評価の方法)

第4条 入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内でない者の入札は無効とする。

2 前条第1項第3号から第1項第8号の評価項目及び配点については、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 標準点：100点とする。
- (2) 評価点：入札の案件ごとに評価項目及び配点を定める。
- (3) 加算点：最大50点とする。（評価点の合計）
- (4) 施工体制評価点：0点又は加算点（配点）に40%を乗じた点を減じる。
別に定める「施工体制確認審査資料作成要領」の各項目について審査を行い算定するものとする。
- (5) 評価値：次の算式により算定する。（少数点以下第4位四捨五入）

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}/10\text{億}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}/10\text{億}}$$

なお、入札価格は、次のとおりとする。

ア 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

入札価格 各入札者の入札価格

イ 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格
低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

(技術審査会等の審査)

第5条 本庁の事業主管課室長(以下発注機関の長という。)は、技術提案型総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)について、建設工事等技術審査会及び運営委員会の審議に付するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 県土整備部長(以下「部長」という。)は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならないものとする。

2 部長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定するため次に掲げるときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

(1) 技術提案の採否及び評価点を決定しようとするとき

(2) 落札者を決定しようとするとき

3 部長は、前項の規定による意見聴取において、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

(落札者決定基準の決定)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準について、前条の規定による意見聴取の後、運営委員会の審議に付して決定するものとする。ただし、同条同項の規定による意見聴取により意見が述べられなかった場合には、審議を省略し決定できるものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 監理課長は、入札参加者に対し入札公告等により次の事項を周知するものとする。

(1) 技術提案型総合評価落札方式を採用していること。

(2) 技術提案を求めること。

(3) 必要に応じ、施工体制確認審査資料の提出を求めること。

(4) 必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取すること。

(5) 落札者決定基準及び落札者決定の方法に関すること。

(6) 総合評価に関する評価結果が公表されること。

(7) 技術提案が採用されなかった者に対する理由の説明及び落札者とならなかった者に対する理由の説明を、入札参加者が求めることができること。

(8) その他必要と認める事項

(技術提案)

第9条 入札参加者は、入札公告等に定めるところにより競争参加資格確認申請と同時に技術提案に関する資料を提出しなければならない。ただし、入札公告等に定めるところによりあらかじめその意思を示した者は、技術提案に代えて標準案により入札に参加することができるものとする。

2 前項ただし書きによる標準案での入札参加者を除いて、同項の技術提案に関する資料を提出しない者は入札に参加することができないものとする。

3 入札参加者は、提出した技術提案に関する資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができないものとする。

(技術提案の評価)

第10条 事業主管課長は、入札参加者が提出した技術提案の評価を行い、技術審査会の審議に

付して評価点を算定し、運営委員会の審議に付して技術提案の採否及び評価点を決定するものとする。ただし、第6条第2項の意見聴取において同条同項第1号につき意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、運営委員会の審議に付す前に同条第3項の学識経験者の意見聴取を行うものとする。

- 2 技術提案の採否については、標準案と比較した経済性、工事目的物の性能・機能の確保、施工の確実性・安全性及び周辺環境への影響等を評価して決定するものとする。

(技術提案の採否の通知)

第11条 前条第1項の運営委員会での決定を受けて、競争入札参加資格確認通知と同時に技術提案の採否の結果を入札参加者に通知するものとする。

- 2 技術提案が採用されなかった者は、技術提案に代えて標準案により入札に参加することができるものとする。

(技術提案が採用されなかった者に対する理由の説明)

第12条 技術提案が採用されなかった者は、前条第1項の通知を行った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝祭日等を含まない。)以内に、その理由について説明を求めることができるものとする。

(施工体制の評価等)

第13条 発注機関の長は、入札書が無効でない者のうち、栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条第3項において失格となった者を除き、次の各号に基づき施工体制審査を実施するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める審査資料(以下「審査資料」という。)の提出は求めず、施工体制評価点を0点とするものとする。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者については、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから、開札後、審査資料の提出を求めるものとし、様式第11号により通知するものとする。
- (3) 前号により通知を受けた者は、発注機関の長が定めた日時までに、審査資料を提出するものとする。なお、提出した審査資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることはできないものとする。
- (4) 施工体制確認審査を辞退する場合には、施工体制確認審査辞退届(様式第12号)を速やかに発注機関の長あて提出するものとする。なお、審査資料が未提出の場合は、審査辞退とみなすものとする。
- (5) 発注機関の長は、入札者から提出された審査資料をもとに審査をし、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと発注機関の長が認めるときには、施工体制評価点を0点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると発注機関の長が認めるときには、加算点(配点)に40%を乗じた施工体制評価点を減点するものとする。なお、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、審査に反映することができるものとする。意見聴取に応じない者については、審査辞退とみなすものとする。
- (6) 審査辞退した者においては、加算点(配点)に40%を乗じた施工体制評価点を減点するものとする。

(落札者決定の方法)

第14条 次の要件を満たす者を対象に総合評価を行うものとし、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札書が無効でない者

(2) 栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条第3項において失格でない者

- 2 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、当該候補者に連絡の上、くじ引きにより決

定するものとする。なお、当該候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

- 3 監理課長は、第6条第2項の規定による落札者を決定しようとするときの意見聴取において、学識経験者から意見が述べられた場合には、運営委員会等の審議に付して落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第15条 監理課長は、落札者が決定したときは、総合評価に関する評価結果を閲覧及び栃木県ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(落札者とならなかった理由に関する苦情申立て処理)

第16条 落札者とならなかった理由に関する苦情の申立てがあったときは、入札及び契約に関する苦情処理要領（平成15年6月1日施行）により取り扱うものとする。

(技術提案に関する資料の作成費用)

第17条 入札参加者が技術提案に関する資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とするものとする。

(評価内容の確保)

第18条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

- 2 技術提案については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容を満たす施工が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずる措置を講じることとする。

(秘密の保持)

第19条 総合評価に関する評価結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は公表しないものとする。

(その他)

第20条 この要領の執行に関して疑義が生じた場合の対応については、運営委員会において協議するものとする。

- 2 技術提案型総合評価落札方式は、別記の「フロー図」を事務の標準とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月24日から適用する。
- 2 本要領は、平成28年2月1日以降に入札公告するものから適用する。
- 3 本要領は、平成29年4月1日以降に入札公告するものから適用する。